

鹿屋市陳情等取扱規程の一部を改正する訓令

鹿屋市陳情等取扱規程（平成18年鹿屋市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、苦情及びその他の相談」を「及び要望等」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

主管課長は、陳情書等の処理を完結したときは、その結果を総務課長に報告するものとする。

第7条第1項を次のように改める。

口頭による陳情等は、主管課において事情を聴取し、第3条及び第4条の規定の例により、処理するものとする。

第7条第2項を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

陳情等受付簿 (年度)

[illegible]

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。